

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定するための改正

### 二 内容

栄養士法改正に伴う厚生労働省令の改正に対応するため、条例中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

### 三 施行期日

令和七年四月一日